

第 87 回行政苦情救済推進会議 概要

1 開催日

平成 31 年 2 月 1 日（金）

2 場所

中国四国管区行政評価局局長室

3 出席者

片木晴彦（座長）、宇和島正美、佐田尾信作、長井紳一郎、秦孝成、松村健次

4 議事

(1) 新規付議事案の審議

災害時における自動車検査証の有効期間の伸長について

【行政相談の内容】

平成 30 年 7 月豪雨直後の 7 月 13 日に府中町住民から寄せられた相談

7 月 19 日に自動車検査（以下「車検」）を受ける予定だが、この度の豪雨により自宅周辺の道路や橋が被災して、自宅から車が出せなくなった。

広島運輸支局に相談したところ「府中町は車検証の有効期間伸長の対象地域にしていないが、被害があるのか。車が出せるようになった時に有効期限が切れているなら、レッカー車で運んで車検を受けるよう」言われた。

どうすればよいのか困っている。

【主な意見】

中国運輸局が講じた車検証の有効期間の伸長措置に対する委員の主な意見は、下記のとおり。

☆ 7 月 18 日の 2 回目の公示で大きく対象地域が拡大しているが、このタイミングで被害が拡大しているわけではなく、当初から対象地域を広く設定することはあり得たと考える。

☆ 車両の安全と公害防止を目的とする制度であることは理解するが、使われてこそその車であり、災害時にあっては、被災者のことを考慮し、弾力的な運用や判断があってもよいと考える。

☆ 災害時には、車両が被災し、修理に期間を要することもあると思われる。このような被災者を救うためにも、伸長する期間を多少長めに設定しても法の目的達成に影響があるとは思えない。

☆ 有効期間の伸長を行うに当たって、事前に明確な基準を作成することは困難であるにしても、今後、例えば、災害救助法の適用範囲などを参考とするなど、事前に何らかの枠組みを整理しておくことが必要ではないか。

☆ 相談者が最初に広島運輸支局に問合せを行った当時、府中町では、榎川が氾濫し、大きな被害が発生していたことはテレビでリアルタイムに報道されていた。

☆ 有効期間伸長の公示を行う際に、その地域が孤立したかどうかよりも豪雨の情報を適切に掌握し、迅速に地域指定するなど、具体的な状況を踏まえて、道路運送車両法第 61 条の 2 を実用的に運用すべきである。

(2) 過去の当会議（第 84 回・第 86 回）に付議した事案の結果報告

- ① 高速道路における四国から備北・山陰方面への案内標識の改善
- ② 聴覚障害者が行政機関の相談・案内窓口にファックスで連絡できるようにする改善
- ③ 国立大学における受動喫煙防止対策の徹底

5 新規付議事案への対処案（座長取りまとめ結果）

中国四国管区行政評価局は、中国運輸局に対して、道路運送車両法第 61 条の 2 に定める車検証の有効期間伸長の対象地域について、その地域が「孤立した」かどうかよりも、具体的な被害の情報を迅速に掌握し、これを踏まえて指定するよう、同条の運用の改善について検討を求める必要がある。